明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（七六）　三
○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（七七）　一二
〔政　令〕
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令（三五〇）　一七
〔告　示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁五二、五三）　一七
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十八年公認会計士試験合格者（公認会計士・監査審査会）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達関係
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二第一項の届出関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（法律第七六号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、人工衛星等の打上げ及び管理に係る許可制度並びに損害賠償制度を設けることにより、関係諸条約の的確かつ円滑な実施、公共の安全の確保、被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律に用いる用語の意義を定めることとした。（第二条関係）

3　この法律の施行に当たっての配慮

国は、この法律の施行に当たっては、関係産業の国際競争力等の強化を図るよう適切な配慮をすることとした。（第三条関係）

4　人工衛星等の打上げに係る許可等

㈠　人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度許可を受けなければならないこと等とした。（第四条～第七条及び第一〇条～第一二条関係）

㈡　打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、打上げを行ってはならないこととした。（第九条関係）

5　打上げ用ロケットの型式認定

内閣総理大臣は、申請により、ロケットの型式認定等を行うこととした。（第一三条～第一五条関係）

6　打上げ施設の適合認定

内閣総理大臣は、申請により、打上げ施設の適合認定等を行うこととした。（第一六条～第一八条関係）

7　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の特例

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の型式認定又は適合認定は、簡略化された手続によることができることとした。（第一九条関係）

8　人工衛星の管理に係る許可等

㈠　人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに内閣総理大臣の許可を受けなければならないこと等とした。（第二〇条～第二三条、第二六条、第二七条、第二九条及び第三〇条関係）

㈡　人工衛星管理者は、事故の発生により管理できなくなったときは、速やかに、事故の状況等を内閣総理大臣に届け出なければならないこととした。（第二五条関係）

㈢　人工衛星管理者は、管理を終了しようとするときはその旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、終了措置を講じなければならないこととした。（第二八条関係）

9　内閣総理大臣による監督

この法律に基づく立入検査等について定めることとした。（第三一条～第三四条関係）

10　ロケット落下等損害の賠償

㈠　人工衛星等の打上げを行う者がロケット落下等損害（以下この10において単に「損害」という。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこととした。（第三五条関係）

㈡　人工衛星等の打上げを行う者が損害を与えた場合には、その者以外は賠償責任を負わないこととするが、原子力損害の賠償に関する法律の適用を排除するものと解してはならないこととし、また、製造物責任法の規定は適用しないこととした。（第三六条関係）

㈢　損害の発生に関して天災等の不可抗力が競合したときは、裁判所は、これをしん酌することができることとした。（第三七条関係）

㈣　人工衛星等の打上げを行う者が損害を与えた場合は、他に責任を負うべき者に対して求償権を有することとするが、当該責任を負うべき者が資材等の提供をした者（打上げ施設の管理運営者を除く。）であるときは、故意である場合に限り、求償権を有することとした。（第三八条関係）

㈤　ロケット落下等損害賠償補償契約の期間は、契約締結時から打上げ終了までとすることとした。（第四一条関係）